

平成 1 8 年度

全国の地盤沈下地域の概況

平成 1 9 年 1 1 月

環境省 水・大気環境局

本資料は、次の方法によりとりまとめたものである。

[Ⅰ.1.全国の地盤沈下の状況及びⅡ.地域別地盤沈下の状況]

全国の都道府県及び指定都市が調査した平成18年度及びそれ以前の地盤沈下の状況について、これら自治体からの報告に基づき環境省で集計して取りまとめた。

[Ⅰ.2.主な地盤沈下地域の状況]

この項は、自治体から提供を受けた資料やホームページ等の自治体から出されている情報を基にとりまとめた。

[Ⅰ.3.(2)②要綱地域の平成18年度の状況]

関東平野北部、筑後・佐賀平野及び濃尾平野の3地域については、地盤沈下防止等対策関係閣僚会議によりそれぞれの地域について地盤沈下防止等対策要綱が策定され、この要綱に基づき各種の施策が実施されている。この項は各地域で取りまとめられている平成18年度の報告書等を基にとりまとめた。

(本資料に関する問い合わせ先)

環境省 水・大気環境局 土壌環境課 地下水・地盤環境室

TEL 03-3581-3351 (内線6674)

平成18年度 全国の地盤沈下地域の概況

目 次

I. 地盤沈下の状況と対策	1
1. 全国の地盤沈下の状況	1
(1) 平成18年度の状況	
(2) 地盤沈下面積等の推移	
(3) 最近5か年の累積沈下量	
2. 主な地盤沈下地域の状況	5
(1) 新潟県南魚沼	
(2) 山形県米沢盆地	
(3) 千葉県九十九里平野	
3. 地盤沈下の対策	8
(1) 地下水採取規制等	8
①工業用水法	
②建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
③条例等に基づく規制等	
(2) 地盤沈下防止等対策要綱に基づく対策	11
①地盤沈下防止等対策要綱の概要	
②要綱地域の地域別状況	
(3) 地盤沈下の監視・測定状況	15
(4) 地盤沈下対策事業	15
(5) 情報提供による地盤沈下防止の意識の啓発	15
II. 地域別地盤沈下の状況	16
1. 全国の地盤沈下地域	16
2. 全国主要地域の地盤沈下の状況	17
III. 参考	27
1. 我が国の地下水利用状況	27
2. 最近の年降水量の経年変化	27
3. 地盤沈下の機構	28
4. 地盤沈下の歴史	28
5. 地盤沈下量等の測定方法	30
6. 地盤沈下監視のための水準測量が実施された地域	31

I. 地盤沈下の状況と対策

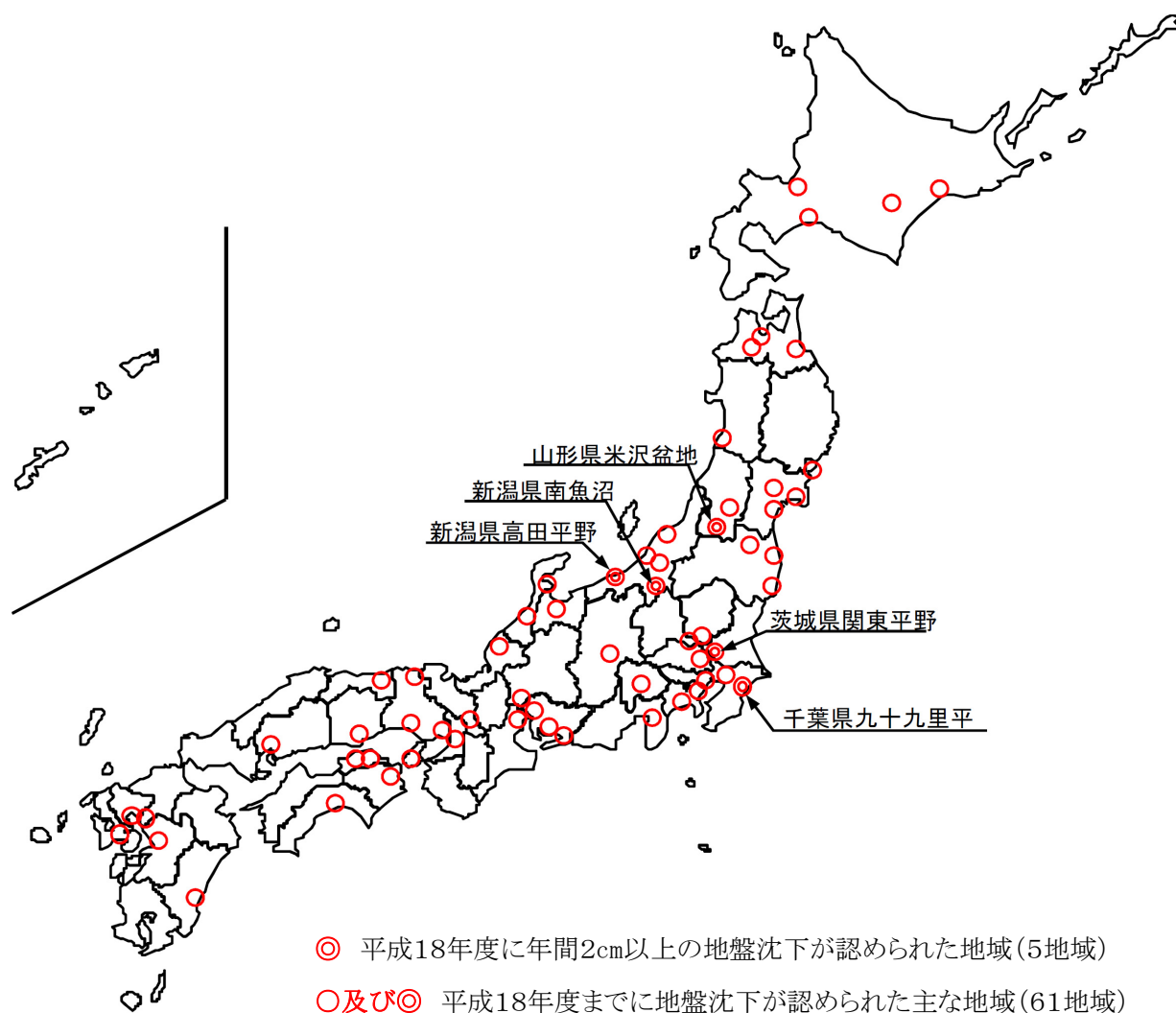
1. 全国の地盤沈下の状況

(1) 平成18年度の状況

平成18年度において年間4cm以上沈下した地域数は、全国で1地域（平成17年度は0地域）、沈下した面積は1km²（平成17年度は0km²）であった。

また、年間2cm以上沈下した地域数は、5地域（平成17年度は7地域）、沈下した面積は17km²（平成17年度は4km²）であった。

この中で年間最大沈下量は、新潟県南魚沼市の6.3cmであった。



図－1 平成18年度の全国の地盤沈下の状況

表－１ 年間２cm以上沈下した地点の地域別沈下量（平成１８年度）

順位	沈下量(cm)	地 域 名	市 町 村 名
１	６．３	新潟県南魚沼	（南魚沼市）
２	３．３	山形県米沢盆地	（米沢市）
３	２．５	茨城県関東平野	（つくば市）
４	２．４	千葉県九十九里平野	（東金市）
５	２．１	新潟県高田平野	（上越市）

（注１）沈下量は、各地域内の最大沈下量を示す。

（注２）市町村名は最大沈下量が確認された市町村

表－２ 年間２cm以上沈下した地域の面積（平成１８年度）

地 域 名	面積（km ² ）
千葉県九十九里平野	１１．７
新潟県南魚沼	４．６
山形県米沢盆地	０．７
合 計	１７．０

（注）沈下面積が１km²以上（四捨五入）の地域（平成１７年度は合計４km²）

(2) 地盤沈下面積等の推移

環境省が集計を開始した昭和53年度以降の全国の地盤沈下地域の数及び面積の推移を表－3に示す。平成18年度における年間2cm以上沈下した地域数は5地域で、近年の発生数とほぼ同じである。沈下面積は17km²となっており、その大部分が千葉県、新潟県である。

全国の地盤沈下の状況は概ね減少傾向にあるものの、図－2に見られるようにその推移は安定しているとはいえず、特に平成6年度のように渇水が発生すると急激な地盤沈下が生ずる可能性がある。

また、2cm以上沈下した地域数は、表－4に示すように近年は6～9地域程度で推移しているが、対象地域は各年度で異なっている。

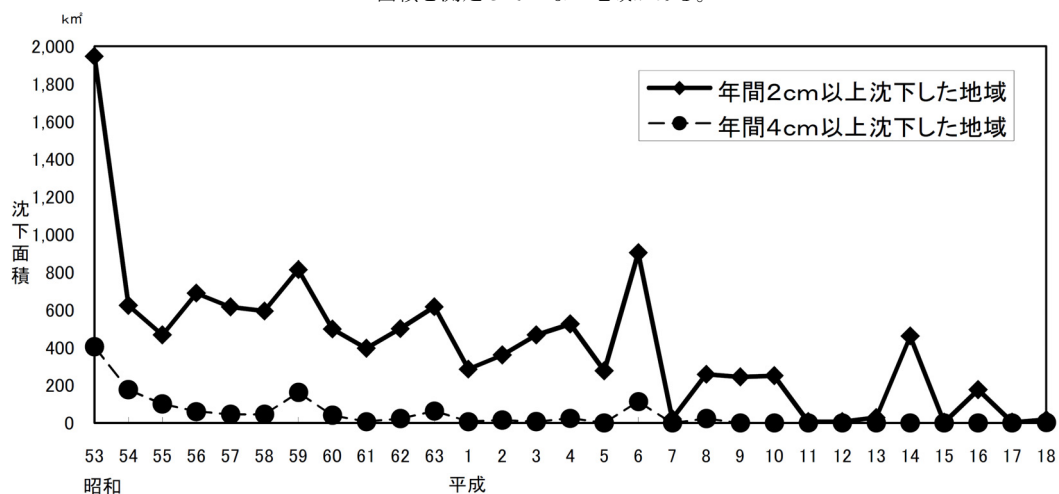
表－3 全国の地盤沈下地域の数及び面積（年度別推移）

	上段：地域数（単位：地域） 下段：面積（単位：km ² ）										
	昭和53	昭和54	昭和55	昭和56	昭和57	昭和58	昭和59	昭和60	昭和61	昭和62	昭和63
年間2cm以上沈下した地域	28	25	23	25	22	22	31	19	18	12	17
	1,946	624	467	689	616	594	814	499	396	500	617
年間4cm以上沈下した地域	13	9	8	8	8	6	12	7	6	7	5
	404	176	100	60	45	45	161	40	7	22	63

	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11
年間2cm以上沈下した地域	16	18	17	19	11	21	14	13	9	9	9
	285	360	467	525	276	902	21	258	244	250	6
年間4cm以上沈下した地域	4	5	4	6	1	6	2	4	－	－	－
	7	14	6	25	0	113	0	22	－	－	－

	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
年間2cm以上沈下した地域	7	9	8	6	9	7	5
	6	28	461	3	176	4	17
年間4cm以上沈下した地域	－	－	－	1	2	－	1
	－	－	－	0	0	－	1

（注）－：当該沈下量に該当する地域数、面積に該当する数値がないことを示している。
 0：0.5km²未満であることを示す。面積は四捨五入の上、1km²単位で表示している。
 面積を測定していない地域がある。



図－2 全国の地盤沈下地域の面積（年度別推移）

表－４ 年間２cm以上沈下した地域の推移（平成１４～１８年度）

順位	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1	3.3 千葉県九十九里平野 (山武郡山武町)	4.2 宮城県石巻 (石巻市)	4.7 埼玉県関東平野 (越谷市)	3.7 新潟県南魚沼 (南魚沼市)	6.3 新潟県南魚沼 (南魚沼市)
2	3.1 茨城県関東平野 (古河市)	3.0 宮城県気仙沼 (気仙沼市)	4.7 神奈川県関東平野南部 (横浜市)	3.0 神奈川県関東平野南部 (横浜市)	3.3 山形県米沢盆地 (米沢市)
3	3.1 長野県諏訪盆地 (諏訪市)	2.6 新潟県新潟平野 (新潟市)	3.4 千葉県九十九里平野 (東金市)	2.5 茨城県関東平野 (龍ヶ崎市)	2.5 茨城県関東平野 (つくば市)
4	2.8 千葉県関東平野南部 (八街市)	2.5 埼玉県関東平野 (所沢市)	3.1 茨城県関東平野 (猿島郡境町)	2.2 新潟県高田平野 (上越市)	2.4 千葉県九十九里平野 (東金市)
5	2.5 北海道石狩平野 (札幌市)	2.3 神奈川県関東平野南部 (横浜市)	3.0 長野県諏訪 (諏訪市)	2.1 千葉県九十九里平野 (いすみ市)	2.1 新潟県高田平野 (上越市)
6	2.4 埼玉県関東平野 (北埼玉郡北川辺町)	2.1 千葉県九十九里平野 (夷隅郡岬町)	2.6 千葉県関東平野南部 (八街市)	2.1 愛知県濃尾平野 (犬山市)	
7	2.2 宮城県仙台平野 (仙台市)		2.2 北海道石狩平野 (札幌市)	2.0 新潟県新潟平野 (新潟市)	
8	2.0 新潟県南魚沼 (魚沼郡六日町)		2.1 栃木県関東平野 (下都賀郡野木町)		
9			2.1 愛知県濃尾平野 (海部郡弥富町)		

(注) 沈下量は、各地域内の最大沈下量（単位：cm）を示す。

毎年測量が実施されていない場合は、測量が実施された期間の平均年間沈下量

（３）最近５か年の累積沈下量

過去５か年間の累積沈下量が１０cm以上の地域は、次のとおりであった。

表－５ 地域別の５か年累積沈下量

地 域 名	累積沈下量 (cm)
新潟県南魚沼(南魚沼市)	14
神奈川県関東平野南部(横浜市)	11
千葉県九十九里平野(いすみ市)	11
埼玉県関東平野(越谷市)	10

2. 主な地盤沈下地域の状況

平成18年度において2cm以上沈下した面積が1km²以上の地域は表-2に示す3地域であった。ここでは、各地域について地盤沈下の主な原因となる地下水揚水状況等を取りまとめた。

なお、地盤沈下の原因については多種の要因が関係しており、今後、検討を行う必要がある。

(1) 新潟県南魚沼

平成18年度の最大沈下量は、6.3cmであり、2cm以上沈下した面積は4.6km²であった。

この地域は、基盤の深度が深い部分に形成された北北東から南南西に伸長した狭長な盆地で、厚さ100m程度の堆積物はほとんどが砂礫層であるが、南魚沼市の市街地を中心に最大40m程度の粘土層が分布している。

この地域の地下水利用は、ほとんどが冬季間の公共・民間による消雪用を目的としており、降雪量が多い年は沈下量も多くなることが知られている。

南魚沼市では、条例により井戸の掘削を許可制とし、地下水の採取を規制するとともに、無散水融雪施設及び節水型融雪施設の設置により揚水量を削減し、地盤沈下の防止を図っている。

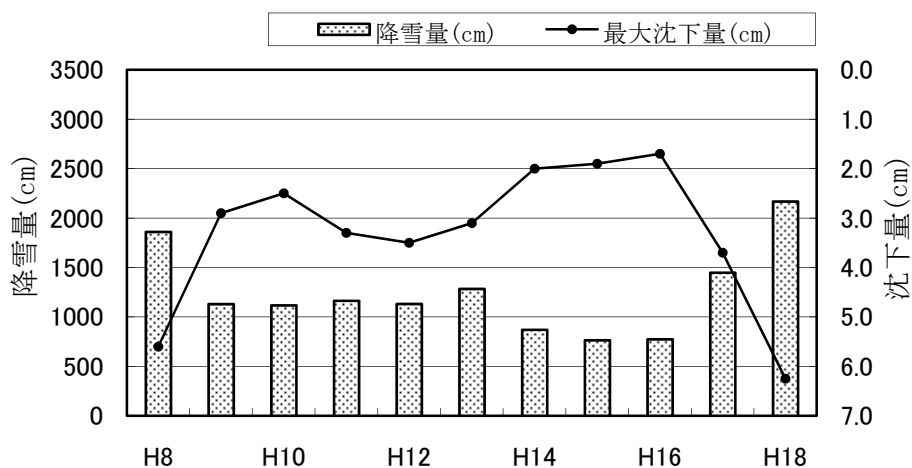


図-3 降雪量と最大沈下量の関係

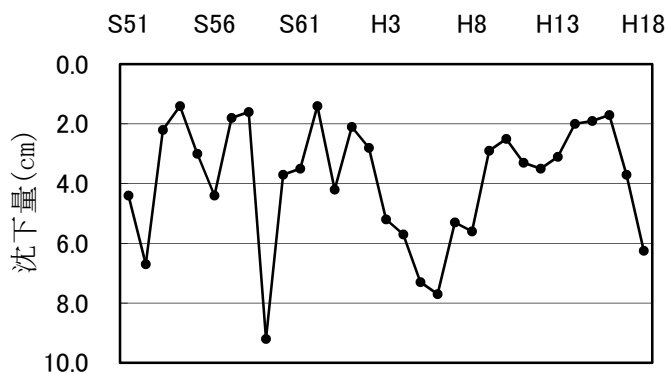


図-4 年間最大沈下量の推移

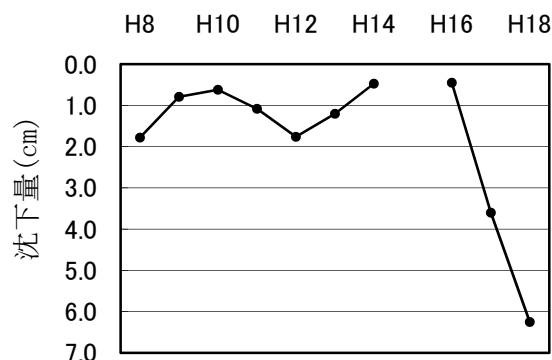


図-5 H18の最大沈下地点(MY1)の年間沈下量推移

(2) 山形県米沢盆地

平成18年度の最大沈下量は、3.3cmであり、2cm以上沈下した面積は0.7km²であった。

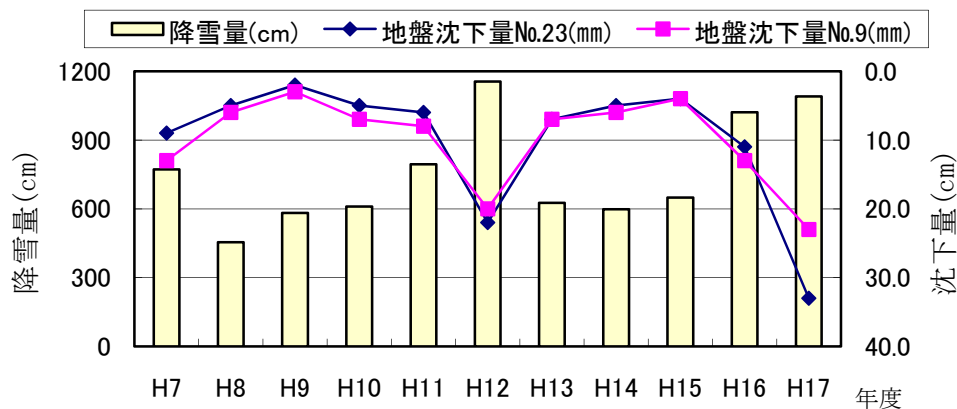
この地域は、南北に長いほぼ長方形の盆地で、盆地内はほぼ全域にわたって砂礫を主体とし、粘土、砂がはさまっている地層で構成されている。

平成12年度に実施された米沢市地下水利用実態調査によると、全体揚水量の約40%が冬季間の消雪用として使用されており、降雪量が地下水位及び地盤沈下量に大きく影響を与えていると考えられる。特に、平成17年度は「平成18年豪雪」と命名される程の記録的な豪雪となり、特徴として降雪量の多さに加え、12月から大量の降雪があり降雪期間が長くなり、消雪用の地下水の揚水量がさらに増加したため地盤沈下量が大きくなったものと推定される。

また、平成16年度についても降雪量が多い年であり、2年連続の大雪も地盤沈下の大きな要因となっている。

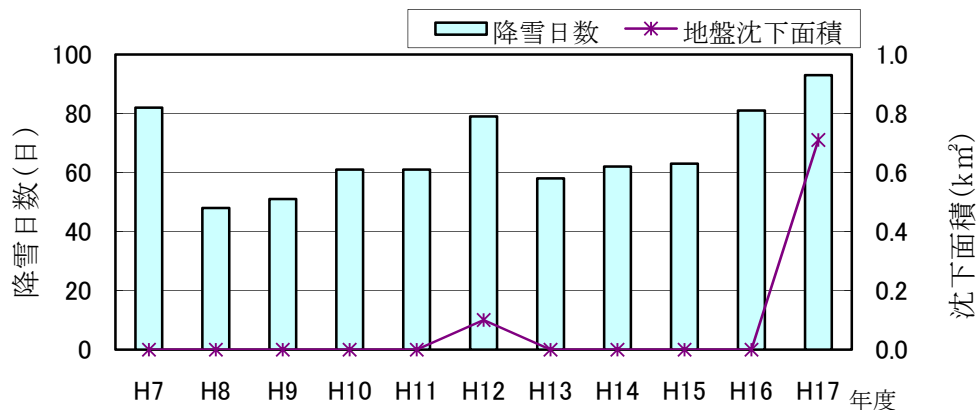
この地域では、「山形県地下水の採取の適正化に関する条例」に基づき「米沢地域地下水採取適正化計画」を策定し、届出制により井戸の設置状況を把握するとともに、吐出口の口径規制による地下水採取の抑制を実施している。

さらに、地下水利用対策協議会を設立し、井戸所有者等への啓発を図ると共に、専門家による現状分析を実施し、地盤沈下の防止を図っている。



※沈下量は翌年度の観測結果である。

図－6 降雪量と最大沈下量の関係



図－7 降雪日数と2cm以上の沈下面積の推移

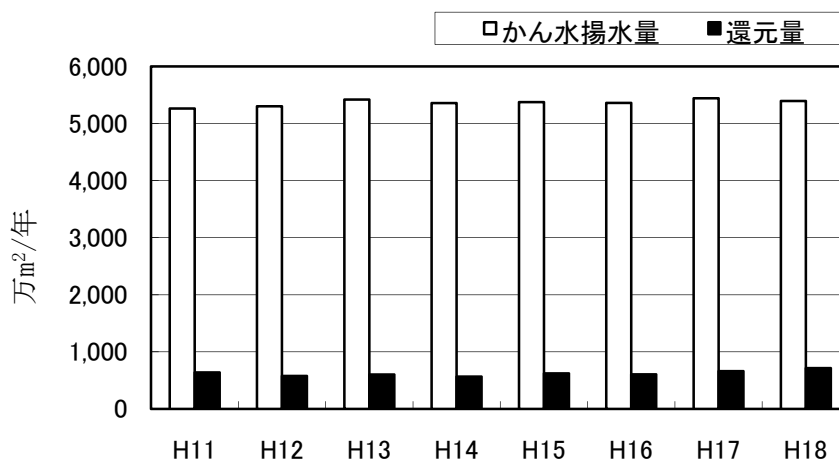
(3) 千葉県九十九里平野

平成18年の最大沈下量は、東金市松之郷の2.36cmであった。本地域では、計6地点で2cm以上の沈下が観測され、2cm以上の沈下面積は11.7km²であった。

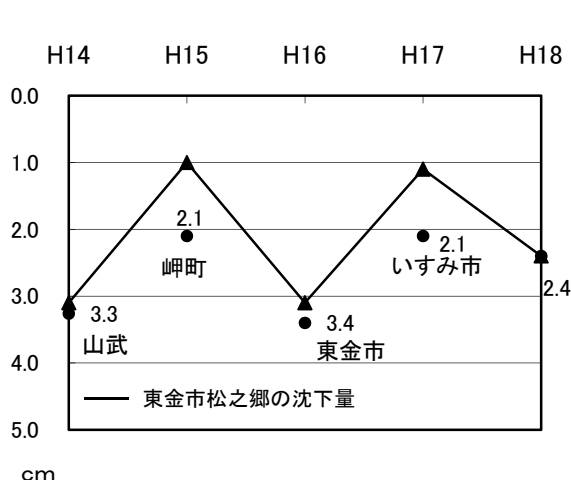
当該地域は、いわゆる沖積層からなる海岸平野のほか、固結～半固結のシルト層と砂層からなる上総層群が形成する丘陵地から構成される。この上総層群には、可燃性水溶性天然ガスを含む化石海水（かん水）が含まれている。

本地域では、年間5千万m³を超える天然ガスかん水が地下数百～2千mの深層で採取されている。この地域の一般地下水採取量は集計されていないが、主として深さ10m前後にある不圧地下水が利用されている。また、沖積平野に設置された観測井からは、急激な地下水の低下や浅層部の地層収縮が観測されていないことから、本地域の地盤沈下は、主に深層で起こっているものと推定される。

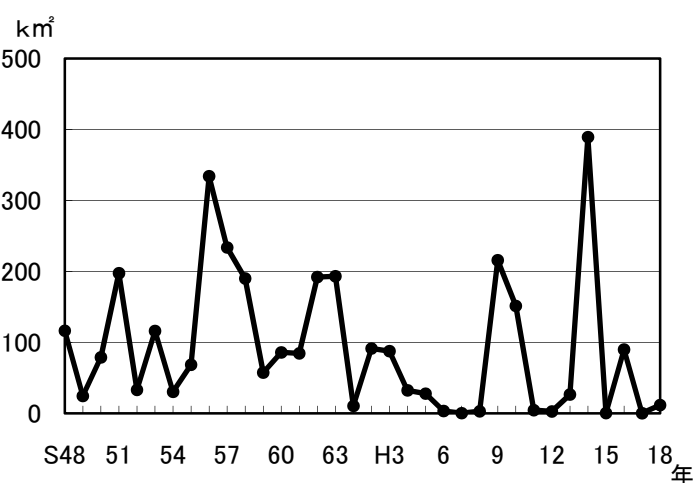
なお、千葉県では天然ガス採取企業との間で、天然ガスかん水の地上排水量（かん水揚水量から地下還元量を差し引いたもの）の削減を骨子とする地盤沈下防止協定を締結するなど、地盤沈下の防止を図っている。



図－8 揚水量と最大沈下量の関係



図－9 年間最大沈下量経年変化



図－10 年間2cm以上沈下面積の推移

3. 地盤沈下の対策

地盤沈下の多くは、地下水の過剰な採取により地下水位が低下し、粘土層が収縮するために生じる。一度沈下した地盤はもとに戻らず、建造物の損壊や洪水時の浸水増大などの被害をもたらす危険性がある。そこで地盤沈下防止等を図るため、次のような対策が講じられている。

(1) 地下水採取規制等

①工業用水法 昭和31年6月11日施行（環境省、経済産業省共管）

地下水の採取により地盤沈下等が発生し、かつ工業用水の利用量が多く地下水の合理的な利用を確保する必要がある地域（工業用水道の整備前提）において政令で地域指定し、その地域の一定規模以上の工業用井戸について許可基準（ストレーナー位置、吐出口の断面積）を定めて許可制にすることにより地盤沈下の防止等を図っている。現在までに10都府県17地域において地域指定されている。（表－6）

表－6 工業用水法指定地域（10都府県65市区町村）

宮 城 県	仙台市の一部、多賀城市の一部、宮城郡七ヶ浜町の一部
福 島 県	南相馬市の一部
埼 玉 県	川口市の一部、草加市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、八潮市、さいたま市の一部
千 葉 県	千葉市の一部、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市の一部、浦安市、袖ヶ浦市の一部
東 京 都	墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
神奈川県	川崎市の一部
	横浜市の一部
愛 知 県	名古屋市の一部
	一宮市、津島市、江南市、稲沢市、愛西市、清須市の一部、弥富市、海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町、同郡大治町、同郡蟹江町、同郡飛島村
三 重 県	四日市市の一部
大 阪 府	大阪市の一部
	豊中市の一部、吹田市の一部、高槻市の一部、茨木市の一部、摂津市
	守口市、八尾市の一部、寝屋川市の一部、大東市の一部、門真市、東大阪市の一部、四條畷市の一部
	岸和田市の一部、泉大津市、貝塚市の一部、和泉市の一部、泉北郡忠岡町
兵 庫 県	尼崎市
	西宮市の一部
	伊丹市

②建築物用地下水の採取の規制に関する法律 昭和37年8月31日施行（環境省所管）

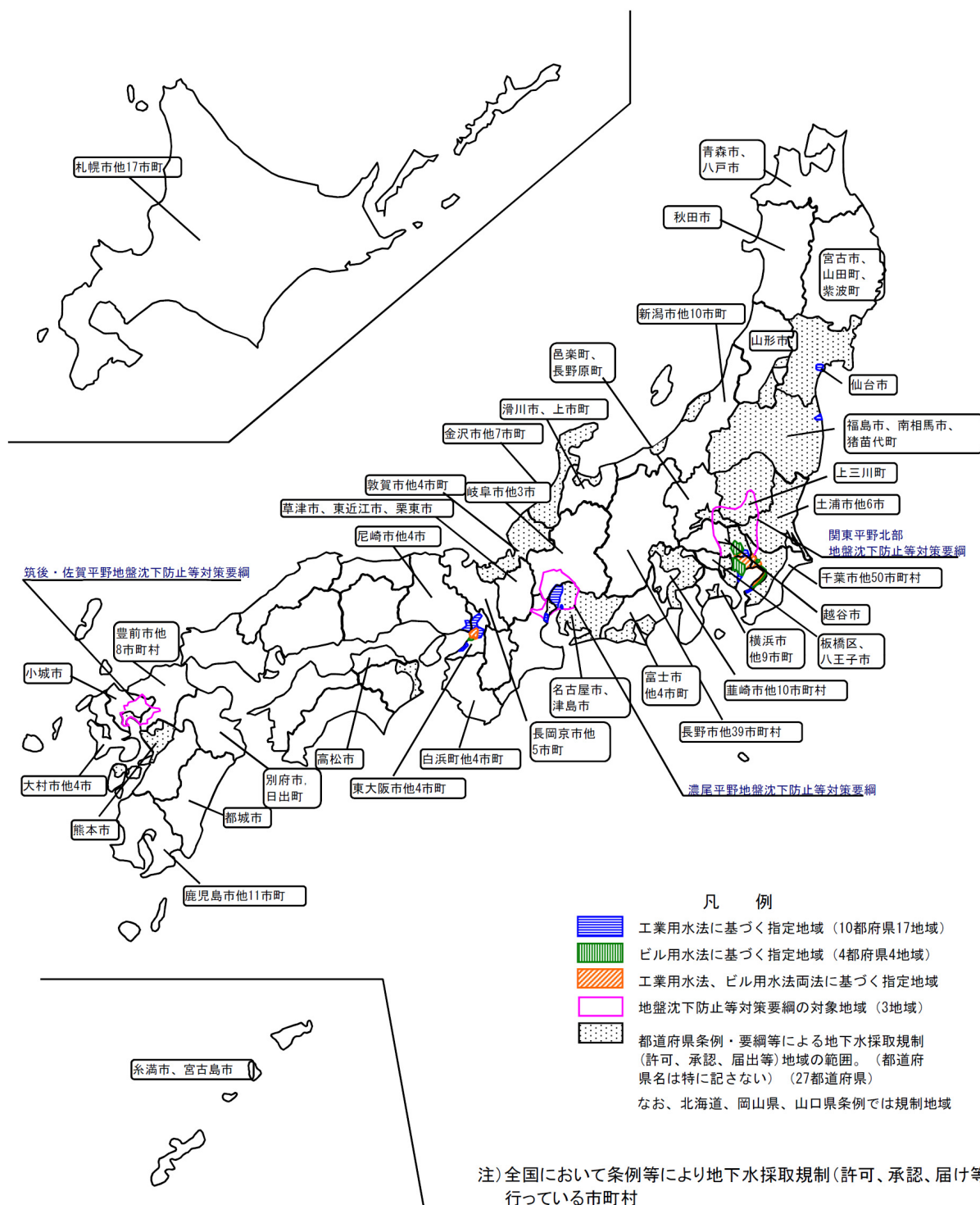
地下水の採取により地盤が沈下し、それに伴い高潮、出水等による災害が発生するおそれがある地域について政令で地域指定し、その地域の一定規模以上の建築物用井戸について許可基準（ストレーナー位置、吐出口の断面積）を定めて許可制にすることにより地盤沈下の防止を図っている。現在までに4都府県4地域において地域指定されている。（表－7）

表－7 建築物用地下水の採取の規制に関する法律による指定地域

大 阪 府	昭和37年8月31日における大阪市の区域
東 京 都	昭和47年5月1日における東京都の区域のうち特別区の区域
埼 玉 県	昭和47年5月1日における川口市、浦和市、大宮市、与野市、蕨市、戸田市及び鳩ヶ谷市の区域
千 葉 県	昭和49年8月1日における千葉県の区域のうち千葉市（旦谷町、谷当町、下田町、大井戸町、下泉町、上泉町、更科町、小間子町、富田町、御殿町、中田町、北谷津町、高根町、古泉町、中野町、多部田町、川井町、大広町、五十土町、野呂町、和泉町、佐和町、土気町、上大和田町、下大和田町、高津戸町、大高町、越智町、大木戸町、大椎町、小食土町、小山町、板倉町、高田町及び平川町を除く。）、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市（五所、八幡、八幡北町、八幡浦、八幡海岸通、西野谷、山木、若宮、菊間、草刈、古市場、大厩、市原、門前、藤井、郡本、能満、山田橋、辰巳台東、辰巳台西、五井、五井海岸、五井南海岸、岩崎、玉前、出津、平田、村上、岩野見、君塚、海保、町田、廿五里、野毛、島野、飯沼、松ヶ島、青柳、千種海岸、西広、惣社、根田、加茂、白金町、椎津、姉崎、姉崎海岸、青葉台、畑木、片又木、迎田、不入斗、深城、今津朝山、柏原、白塚、有秋台東及び有秋台西に限る。）、鎌ヶ谷市及び東葛飾郡浦安町の区域

③条例等に基づく規制等

多くの地方公共団体（平成19年8月現在、27都道府県、249区市町村）では地下水採取の規制等の条例等を定めて地盤沈下の防止等を図っている。（図－11）



図－11 地下水採取の規制状況

(2) 地盤沈下防止等対策要綱に基づく対策

① 地盤沈下防止等対策要綱の概要

地盤沈下の特に著しい地域について地域の実情に応じた総合的な対策を推進するため、地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において地域ごとの地盤沈下防止等対策要綱が策定され、地盤沈下を防止するとともに地下水の保全を図ることとなった。（表－８）

表－８ 各地域の地盤沈下防止等対策要綱の概要

	筑後・佐賀平野	濃 尾 平 野	関東平野北部
決定年月日	昭和６０年４月２６日	昭和６０年４月２６日	平成３年１１月２９日
一部改正年月日	平成７年９月５日	平成７年９月５日	—
対象地域	福岡県及び佐賀県の一部	岐阜県、愛知県及び三重県の一部	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び千葉県の一部地域
目 標 量	佐賀地区：年間６００万 m^3 白石地区：年間３００万 m^3	年間２．７億 m^3	年間４．８億 m^3
地盤沈下防止対策	規制(保全)区域：１)地下水採取規制，２)代替水源の確保及び代替水の供給，３)節水及び水使用の合理化 観 測 区 域：１)地盤沈下、地下水位等の状況把握及び適切な地下水採取について指導		
観測及び調査	１)沈下量、地下水位等の観測及び観測に必要な施設の整備 ２)地下水採取量及び地盤沈下等による被害の実態調査 地質・土質等の関連資料を収集整備し、水収支、地下水涵養等に関する調査及び解析		
地盤沈下による災害の防止又は復旧	地盤沈下による湛水災害を防止し、河川管理施設及び土地改良施設等の機能を復旧するための地盤沈下対策事業及び関連事業の推進 地盤沈下による基礎杭の抜け上がり等の被害の発生している公共施設等の復旧に資する事業の推進		

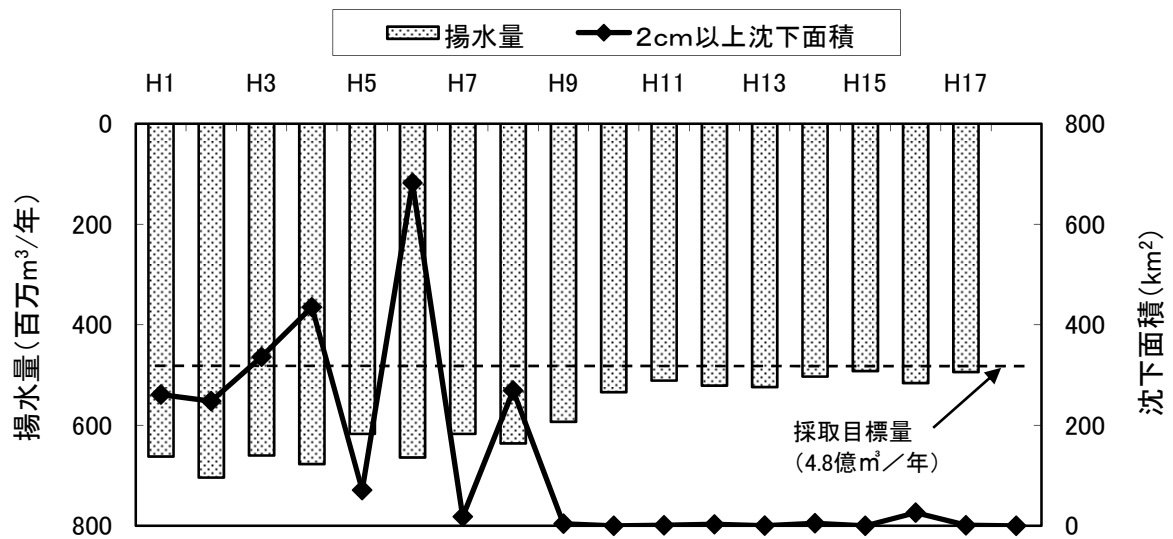
※要綱３地域については平成１７年３月３０日に、「地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議」を設置し、地下水目標量を現行通りとすること、概ね５年毎に評価検討を行うこと等について今後とも各要綱を継続し地盤沈下対策を推進していくことを申し合わせた。

② 要綱地域の地域別状況

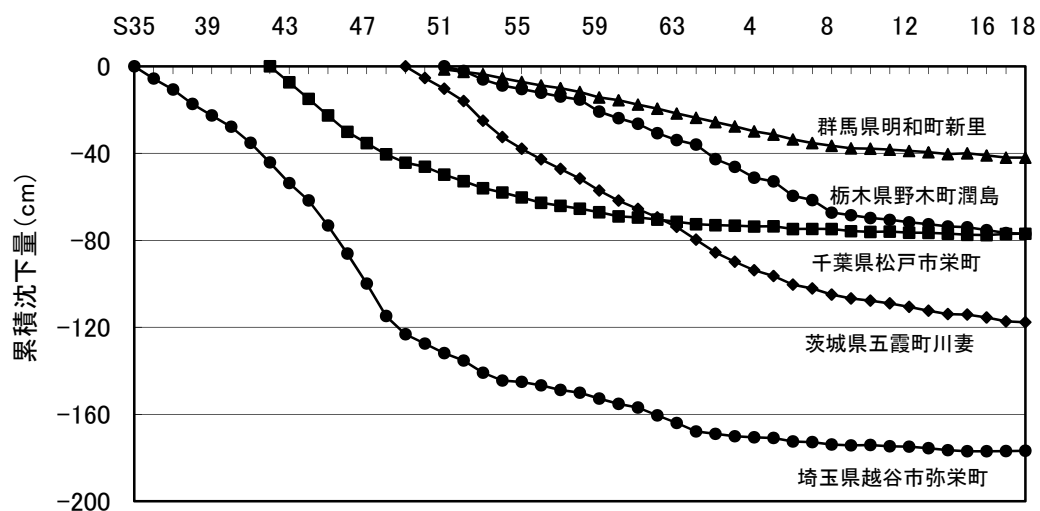
ア) 関東平野北部（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県）

関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱地域における平成18年度の沈下状況については、最大沈下量が茨城県つくば市の2.4cm（前年度、茨城県龍ヶ崎市の2.5cm）であった。

2cm以上の沈下が認められたのは茨城県のみで、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県では認められなかった。



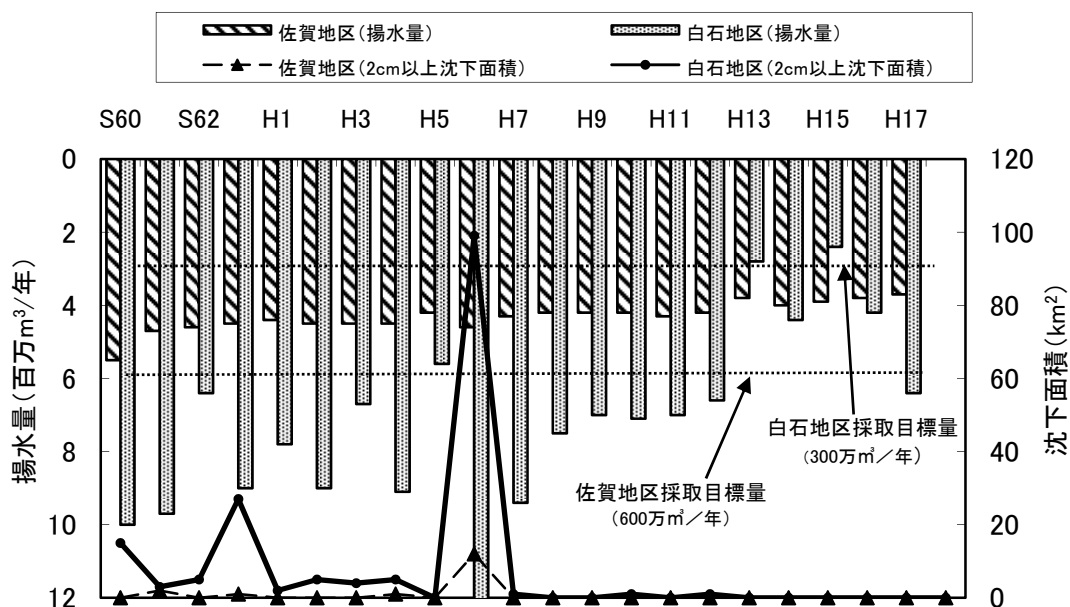
図－1 2 地下水揚水量及び地盤沈下面積の推移



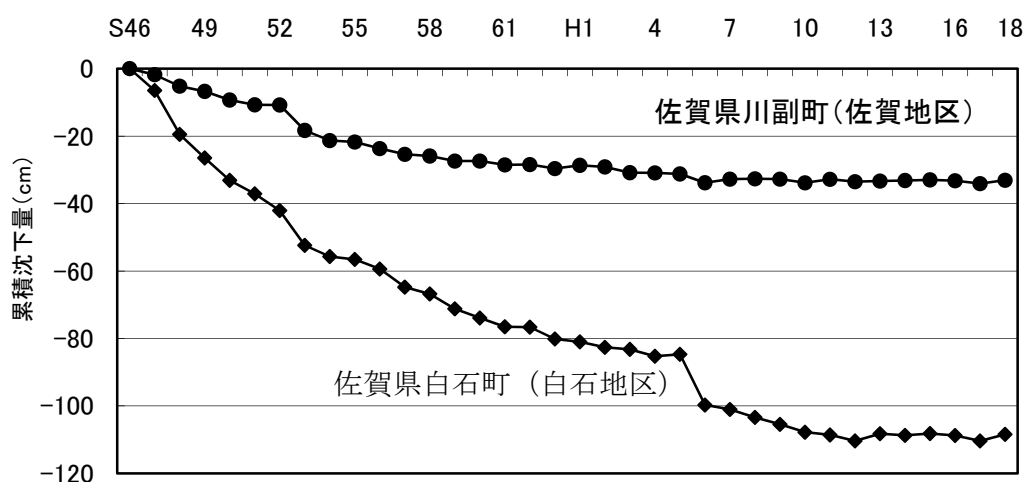
図－1 3 地盤沈下の経年変化

イ) 筑後・佐賀平野（福岡県、佐賀県）

筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱地域における平成18年度の沈下状況については、最大沈下量が福岡県柳川市および佐賀県佐賀市の0.7cm（前年度、佐賀県白石町の1.6cm）であり、2cm以上沈下した地点は認められなかった。



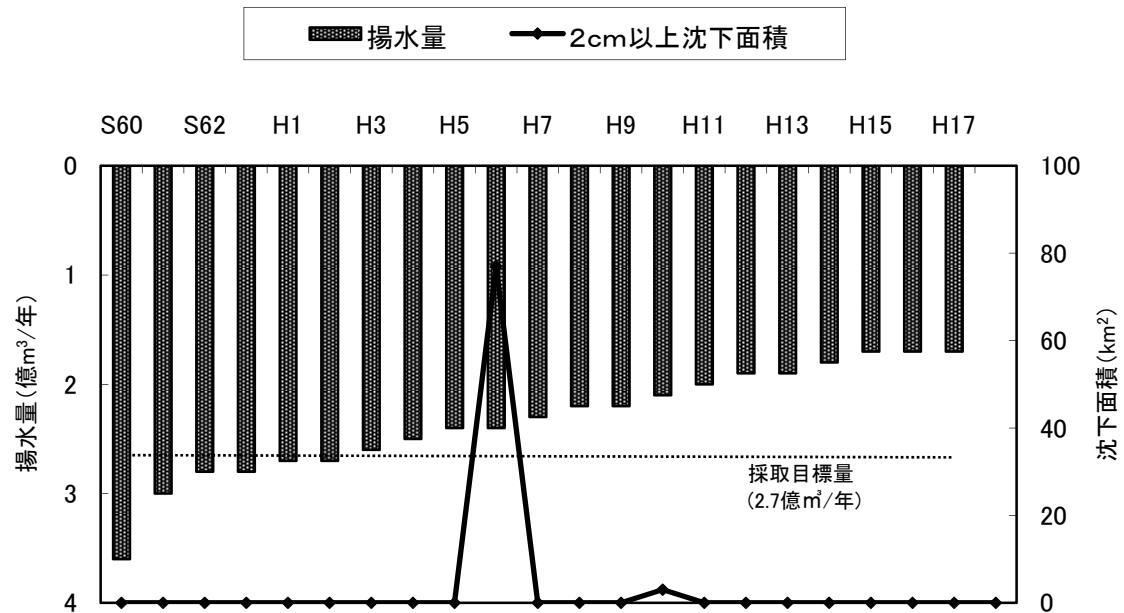
図－1 4 地下水揚水量及び地盤沈下面積の推移



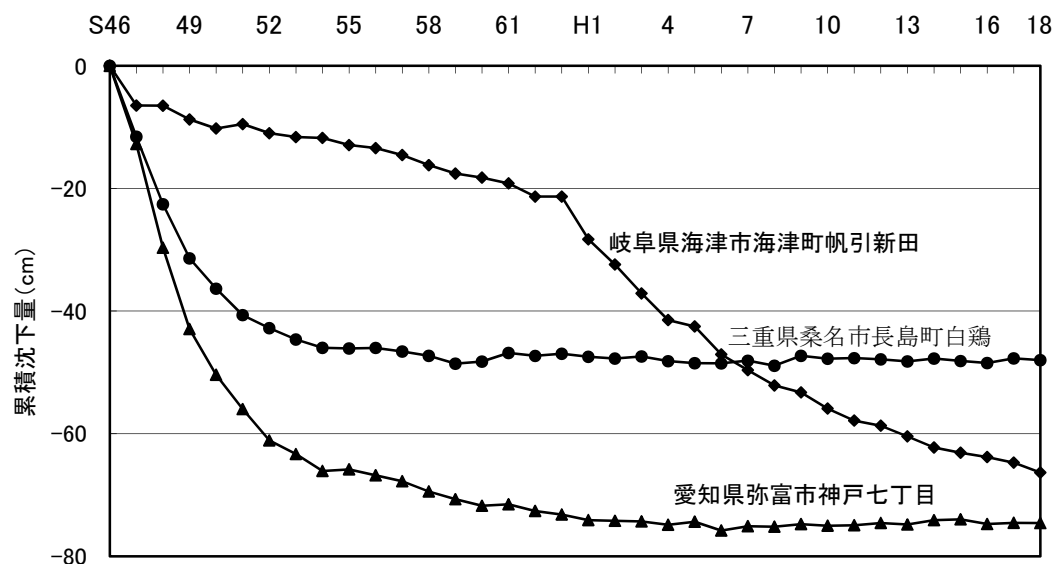
図－1 5 地盤沈下の経年変化

ウ) 濃尾平野（愛知県、岐阜県、三重県）

濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱地域における平成18年度の沈下状況については、最大沈下量が岐阜県輪之内町の1.7cm（前年度、愛知県犬山市の2.1cm）であり、2cm以上沈下した地点は認められなかった。



図－1 6 地下水揚水量及び地盤沈下面積の推移



図－1 7 地盤沈下の経年変化

(3) 地盤沈下の監視・測定状況

地盤沈下や地下水の状況を把握するため、地盤の水準測量や観測井による地下水位及び地盤収縮の監視・測定が地方公共団体により行われている。

地盤沈下の監視にあたっては、「地盤沈下監視ガイドライン」(H17.6.29)を公表し、地方公共団体において実施されている監視水準が適正に保たれるように通知している。

HPアドレス：<http://www.env.go.jp/houdou/gazou/6132/6914/2356.pdf>

平成18年度における観測の状況は、表－9のとおりである。

表－9 平成18年度地盤沈下等観測状況

水 準 測 量	観 測 井 (井戸数)		
測量延長(km) 10,520	井戸数合計 1,218	地下水位観測	761
		地盤収縮観測	17
		地下水位及び 地盤収縮観測	440

(4) 地盤沈下対策事業

国、地方公共団体等は、表流水への水源転換のための代替水の確保・供給事業を実施するとともに、地盤沈下により生じた被害の復旧事業及び洪水・高潮・津波に対処するための防災対策事業を行っている。

(5) 情報提供による地盤沈下防止の意識の啓発

環境省は、地盤沈下防止の意識の啓発を図ること及び国や地方公共団体の担当者の業務の一助とすることを目的として、地盤沈下や地下水位等の情報、地下水採取規制に関する条例等の情報等を整理した「全国地盤環境情報ディレクトリ」を環境省ホームページに掲載している。

HPアドレス：http://www.env.go.jp/water/chikasui_jiban.html

Ⅱ．地域別地盤沈下の状況

1．全国の地盤沈下地域

平成18年度までに地盤沈下が認められた主な地域は、37都道府県61地域に及んでおり、図-18に示すとおりである。

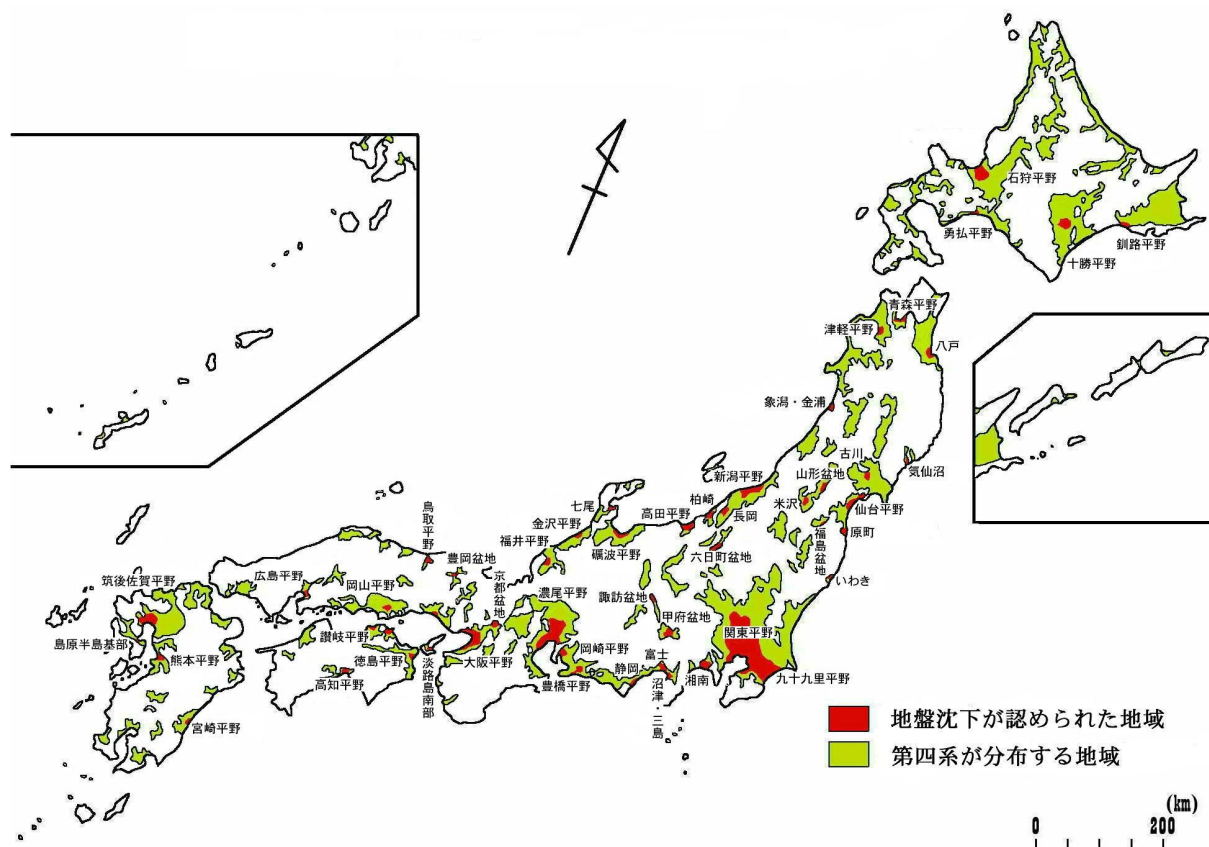


図-18 全国の地盤沈下地域

注) 第四系とは、第四紀（現在から約170万年前に相当する年代の呼び方）に堆積した地層をいう。

地質学的な年代の呼び方で、年代が新しいため一般に固結しておらず軟弱な地層である。

2．全国主要地域の地盤沈下の状況

現在までに地盤沈下が確認された地域は、次頁以降の「表-10 全国主要地域の地盤沈下状況（その1）～（その5）」に示すとおりである。

表-10 平成18年度 全国主要地域の地盤沈下状況（その1）

都道府県	地 域	地 盤 沈 下 の 状 況																	
		現在までに 沈下が認め られた地域 の面積 (km ²)	内ゼロ メートル 地帯の 面積 (km ²)	地域内での 水準点の累計沈下量				地域内での水準点の 過去5年間の累計沈下量				地域内での水準点の 最近の年間沈下量				現在、沈下が生じている 地域の沈下面積 (km ²)			
				最大 値 (cm)	測 量 期 間	点 番 号	所 在 地	最大 値 (cm)	測 量 期 間	点 番 号	所 在 地	最大 値 (cm)	測 量 期 間	点 番 号	所 在 地	1cm/年 以上	2cm/年 以上	3cm/年 以上	4cm/年 以上
北海道	石狩平野	279		55	S53～ H14	81-01	札幌市 白石区 川下	6.7	H13～ 17	SNO.1	札幌市 北区新川 西1条 2丁目	平均 1.7	H17～ 18	8413	札幌市 東区 北14条 東1丁目	2年間 (2)	-	-	-
"	釧路平野			21	S44～ H13	7606	釧路市 幣舞町 3丁目	1.4	H8～ 13	K2	釧路市 星が浦南 2丁目	平均 0.23	H10～ 13	K2	釧路市 星が浦南 2丁目				
"	十勝平野			20	S52～ H11	78-03	帯広市 柏林台 南町 3丁目	1.9	S63～ H10	77-04	帯広市 西22条 北1丁目	平均 0.08	H10～ 11	98-03	帯広市 柏林台 南町3-5				
"	勇払平野			15	(S30～ H3)	7313	苫小牧市 字美沢	4.0	S58～ H3	7312	苫小牧市 字美沢	平均 0.5	S58～ H3	7312	苫小牧市 字美沢				
青森	青森平野	39		59	S56～ H17	25A	青森市 沖館 1丁目	4.2	H13～ 17	37A	青森市 港町 3丁目	平均 0.55	H16～ 17	37A	青森市 港町 3丁目				
"	津軽平野			25	S43～ 61	交6112	五所川原 市岩木町					平均 2.0	S58～ 61	交6112	五所川原 市岩木町				
"	八 戸	8		44	S50～ H18	No.8	八戸市 柏崎 2丁目	3.5	H14～ 18	No.8	八戸市 柏崎 2丁目	平均 0.62	H17～ 18	NO.8	八戸市 柏崎 2丁目	-	-	-	-
宮城	石 巻	5	1	8	S56～ H15	081- 07-00	石巻市 魚町 1丁目	4.5	H11～ 15	081- 08-00	石巻市 南浜町 1丁目	4.2	H15	081- 08-00	石巻市 南浜町 1丁目				
"	気 仙 沼	5	1	25	S50～ H18	10	気仙沼市 弁天町 2丁目	4.5	H14～ 18	2	気仙沼市 浜町 1丁目	0.4	H18	10	気仙沼市 弁天町 2丁目	-	-	-	-
"	古 川	10		23	S58～ H18	12	大崎市 古川馬寄	4.3	H14～ 18	12	大崎市 古川馬寄	0.4	H18	12	大崎市 古川馬寄	-	-	-	-
"	仙台平野	290		46	S49～ H18	045- 018	塩釜市 北浜 4丁目	6.9	H14～ 18	37	名取市 愛島笠島 字南東宮 下	1.4	H18	仙128	宮城野区 日の出町 3丁目	0	-	-	-
秋田	象潟・ 金浦	10		57	S46～ 60	6595	由利郡金 浦町赤石					1.8	～S60	16	由利郡金 浦町赤石				
山形	山形盆地	62.9		43	S49～ H18	15	山形市 大字服部	5.9	H13～ 18	61	山形市 大字天 神町	平均 1.88	H17～ 18	21	山形市 大字灰塚 字無頭	2年間 (3)	-	-	-

* 毎年測量が実施されていない地域は、測量が実施された期間で平均した沈下量を示す。（測量期間は年度で表示する）

* 沈下量は四捨五入。

* 「現在、沈下が生じている地域の沈下面積」は、当該年度の測量によって認められた沈下量別（1、2、3、4cm/年別）の面積であり、

ア）面積は四捨五入のうえで、1km²単位で表示している。従って、0km²とは、0.5km²未満である。

イ）#は、未集計を示している。

ウ）－は、当該沈下量に該当する水準点がないものを示している。

エ）／は、当該年度に測量が実施されなかった地域を示している。

現行法による地下水採取規制地域			地盤沈下防止 等対策要綱 規制地域:● 観測地域:▲ 地方の規制 条 例:○ 要 綱 等 :△	直 接 被 害							間接被害		地下 水の 塩水化	地 域	都道 府県
工業用水 法指定地 域の面積	ビル用水 法指定地 域の面積	合 計 うち0はゼ ロメートル 地帯面積 (km ²)		一般施設		公 共 施 設					洪水・ 高潮の 危険性大	排水 不良			
				建築物 の破損 又は 脆弱化	井戸等 の 抜 け 上がり	港湾・ 海 岸 施設の 沈 下	堤防・ 護岸等 の 沈 下	道路・ 橋梁等 の沈下 ・破損	農業用 水路の 沈下・ 破 損	埋設物 の 破 損					
			○											石狩平野	
														釧路平野	
			○											十勝平野	
			○											勇払平野	
			○△			●	●							青森平野	
														津軽平野	
			△			△								八 戸	
													●	石 巻	
						●				●			●	気仙沼	
					●									古 川	
90(0)		90(0)	○	○	○			●	○	●	○	●	△	仙台平野	
														象潟・ 金浦	
			○											山形盆地	

直接被害、間接被害、地下水塩水化の表記は、

●:対策済み ○:一部対策が施されているものを含め、現在なお被害が認められるもの △:きわめて局部的に被害が認められるもの

(備 考)

1 沈下量等の基礎資料は国土交通省国土地理院による一等水準路線の検測、地方公共団体による地盤沈下監視測定のための水準測量等による。

2 「現在までに沈下が認められた地域の面積」は、今までの調査の結果、地盤沈下が認められた地域の総面積を示している。「ゼロメートル地帯の面積」は、「現在までに沈下が認められた地域の面積」の内、朔望平均満潮位以下の地域の面積を示している。空欄は面積を算定していないことを示している。

表-10 平成18年度 全国主要地域の地盤沈下状況（その2）

都道府県	地 域	地 盤 沈 下 の 状 況																	
		現在までに 沈下が認め られた地域 の面積 (km ²)	地域内での 水準点の累計沈下量				地域内での水準点の 過去5年間の累計沈下量				地域内での水準点の 最近の年間沈下量				現在、沈下が生じている 地域の沈下面積 (km ²)				
			内ゼ'ロ メートル 地帯の 面積 (km ²)	最大 値 (cm)	測 量 期 間	点 番 号	所 在 地	最大 値 (cm)	測 量 期 間	点 番 号	所 在 地	最大 値 (cm)	測 量 期 間	点 番 号	所 在 地	1cm/年 以上	2cm/年 以上	3cm/年 以上	4cm/年 以上
山形	米沢盆地	7.3		25	S49～ H18	9	米沢市 門東町 1丁目	6.0	H14～ 18	23	米沢市 門東町 1丁目	3.3	H18	23	米沢市 門東町 1丁目	3	1	-	-
福島	福島盆地			7	S29～ 60	交2138	福島市 入江町	/	/	/	/	平均 0.3	S53～ 60	2140	福島市 瀬上町	/	/	/	/
〃	原 町	41		165	S30～ H16	本4	南相馬市 原町区 米々沢	0.6	H8～ 16	本24	南相馬市 原町区 堤谷	平均 0.06	H8～ 16	本24	南相馬市 原町区 堤谷	/	/	/	/
〃	いわき			7	S28～ 59	交4201	いわき市 平	/	/	/	/	平均 1.0	S59～ H6	006- 179	いわき市 錦町	/	/	/	/
茨城	関東平野	350		118	S47～ H18	82	猿島郡 五霞町 川妻	8.8	H14～ 18	9	古河市 三和	2.5	H18	TK2- 3	つくば市 西高野	22	-	-	-
栃木	関東平野	272.5		77	S51～ H18	51-09	下都賀郡 野木町 潤島	5.6	H14～ 18	51-10	下都賀郡 野木町 丸林	1.0	H18	51-02	下都賀郡 野木町 野木	1	-	-	-
群馬	関東平野	273		42	S51～ H18	50-08	邑楽郡 明和町 新里	3.3	H14～ 18	50-23	邑楽郡 大泉町 吉田	0.9	H18	11-09	伊勢崎市 粕川町	-	-	-	-
埼玉	関東平野	1650		177	S36～ H18	11097	越谷市 弥栄町	10.4	H14～ 18	55-37	越谷市 千間台東	1.9	H18	建No.24	大利根町 新川通	3	-	-	-
千葉	関東平野 南部	2,138	9	211	S38～ H18	I-3	市川市 福栄	8.3	H14～ 18	YM-5	八街市 八街ろ	1.0	H18	YM-5	八街市 八街ろ	5	-	-	-
〃	九十九里 平野	1,067	8	97	S44～ H18	45	茂原市 南吉田	10.9	H14～ 18	MI-14	いすみ市 岬町 市野々	2.4	H18	TO-20	東金市 松之郷	169	12	-	-
東京	関東平野 南部	955	124	452	T7～ H18	9832	江東区 南砂 2丁目	3.3	H14～ 18	江(42)	江戸川区 臨海町 2丁目	0.6	H18	三鷹(4)	三鷹市 大沢 4丁目	-	-	-	-
神奈川	関東平野 南部	211	1	138	S6～ H18	22	川崎区 渡田 2丁目	11.3	H14～ 18	T-49	横浜市 栄区 金井町	1.8	H18	T-49	横浜市 栄区 金井町	2	-	-	-
〃	県央・ 湘南	102		38	S50～ H18	13	厚木市 旭町	3.3	H14～ 18	8	海老名市 河原口	0.8	H18	8	海老名市 河原口	-	-	-	-

* 毎年測量が実施されていない地域は、測量が実施された期間で平均した沈下量を示す。（測量期間は年度で表示する）

* 沈下量は四捨五入。

* 「現在、沈下が生じている地域の沈下面積」は、当該年度の測量によって認められた沈下量別（1、2、3、4cm/年別）の面積であり、

ア）面積は四捨五入のうえで、1km²単位で表示している。従って、0km²とは、0.5km²未満である。

イ）＃は、未集計を示している。

ウ）－は、当該沈下量に該当する水準点がないものを示している。

エ）／は、当該年度に測量が実施されなかった地域を示している。

現行法による地下水採取規制地域			地盤沈下防止 等対策要綱 規制地域:● 観測地域:▲	直 接 被 害							間接被害		地下 水の 塩水化	地 域	都道 府県
工業用水 法指定地 域の面積	ビル用水 法指定地 域の面積	合 計 うち()はゼ ロメートル 地帯面積 (km ²)		一般施設		公 共 施 設					洪水・ 高潮の 危険性 大	排水 不良			
				建築物 の破損 又は 脆弱化	井戸等 の 抜 け 上がり	港湾・ 海 岸 施設の 沈 下	堤防・ 護岸等 の 沈 下	道路・ 橋梁等 の沈下 ・破損	農業用 水路の 沈下・ 破 損	埋設物 の 破 損					
うち()はゼ ロメートル 地帯面積 (km ²)	うち()はゼ ロメートル 地帯面積 (km ²)	うち()はゼ ロメートル 地帯面積 (km ²)	地方の規制 条 例:○ 要 綱 等:△												
			○											米沢盆地	山形
			○											福島盆地	福島
41(0)		41(0)	○	●	●			●	●			●		原 町	〃
			○											いわき	〃
			● ▲ ○	○					○					関東平野	茨城
			● ▲ △											関東平野	栃木
			● ▲ ○											関東平野	群馬
154(0)	254(0)	299(0)	● ▲ ○ △	○	●		●	●	●	●	●	○		関東平野	埼玉
331(9)	541(9)	556(9)	● ▲ ○	△			○							関東平野 南部	千葉
			○ △				●						●	九十九里 平野	〃
254(124)	577(124)	592(124)	○											関東平野 南部	東京
72(1)		72(1)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	関東平野 南部	神奈川
			○	●	●	●			●	●				県央・ 湘南	〃

直接被害、間接被害、地下水塩水化の表記は、

●:対策済み ○:一部対策が施されているものを含め、現在なお被害が認められるもの △:きわめて局部的に被害が認められるもの

(備 考)

1 沈下量等の基礎資料は国土交通省国土地理院による一等水準路線の検測、地方公共団体による地盤沈下監視測定のための水準測量等による。

2 「現在までに沈下が認められた地域の面積」は、今までの調査の結果、地盤沈下が認められた地域の総面積を示している。「ゼロメートル地帯の面積」は、「現在までに沈下が認められた地域の面積」の内、朔望平均満潮位以下の地域の面積を示している。空欄は面積を算定していないことを示している。

表-10 平成18年度 全国主要地域の地盤沈下状況（その3）

都道府県	地 域	地 盤 沈 下 の 状 況																	
		現在までに 沈下が認め られた地域 の面積 (km ²)	地域内での 水準点の累計沈下量				地域内での水準点の 過去5年間の累計沈下量				地域内での水準点の 最近の年間沈下量				現在、沈下が生じている 地域の沈下面積 (km ²)				
			内ゼロ メートル 地帯の 面積 (km ²)	最大 値 (cm)	測 量 期 間	点 番 号	所 在 地	最大 値 (cm)	測 量 期 間	点 番 号	所 在 地	最大 値 (cm)	測 量 期 間	点 番 号	所 在 地	1cm/年 以上	2cm/年 以上	3cm/年 以上	4cm/年 以上
新潟	新潟平野	804	182.5	280	S32～ H18	50	新潟市 坂井輪	8.9	H14～ 18	A	新潟市 松浜町	1.9	H18	1-15	新潟市 松浜町	6	—	—	—
〃	長 岡	71		21	S50～ H18	NA-41	長岡市 蓮湯	新潟県中越地震により地下揚水 による沈下を評価できなかったた め、算出せず				1.2	H18	16764	長岡市 下々条	1	—	—	—
〃	高田平野	197		48	S43～ H18	NA-5	上越市 東中島	7.0	H14～ 18	KI-1	上越市 清里区 今曽根	2.1	H18	国No.9	上越市 新南町	22	0	—	—
〃	南 魚 沼	70		84	S54～ H18	M-25	南魚沼市 六日町	14.0	H14～ 18	MY-4	南魚沼市 六日町	6.3	H18	MY-1	南魚沼市 小栗山	10	5	2	1
〃	柏 崎	12		20	S62～ H16	No.68	柏崎市 元城町	3.7	H12～ 16	No.68	柏崎市 元城町	0.6	H16	No.公- 5-1	柏崎市 大久保				
富山	富山・ 砺波平野			7	S63～ H16	No.20	富山市 鍋田					平均 0.5	S63～ H16	No.20	富山市 鍋田				
石川	七 尾	15		18	S47～ H18	21	七尾市 府中町	0.9	H14～ 18	20	七尾市 府中町	0.3	H18	11	七尾市 昭和町	—	—	—	—
〃	金沢平野	112.2		52	S49～ H17	43008- 014	かほく市 大崎	7.5	H14～ 18	43008- 010	金沢市 近岡町	1.4	H18	43008- 010	金沢市 近岡町	3	—	—	—
福井	福井平野	14		9	S50～ H16	40	福井市 下荒井町	0.4	H13～ 16	101	福井市 月見 4丁目	平均 0.1	H13～ 16	101	福井市 月見 4丁目				
山梨	甲府盆地	80		17	S49～ H18	No.2	中央市 成島	1.5	H14～ 18	No.4	甲府市 上町	0.7	H18	55-8	中央市 井之口	—	—	—	—
長野	諏訪盆地	20		57	S52～ H18	No.60	諏訪市 四賀	5.6	H14～ 18	No.64	諏訪市 四賀	1.3	H18	No.3	諏訪市 中州	0	—	—	—
岐阜	濃尾平野	286	61	45	S63～ H18	帆引	海津市 海津町 帆引新田	6.0	H14～ 18	帆引	海津市 海津町 帆引新田	1.7	H18	上流 IL-1	安八郡 輪之内町 松内	12	—	—	—
静岡	沼津・ 三島	4		19	S55～ H17	キ-12	函南町 肥田	6.2	H12～ 17	キ-21	伊豆の国 市南江間	平均 0.5	H15～ 17	キ-21	伊豆の国 市南江間				

* 毎年測量が実施されていない地域は、測量が実施された期間で平均した沈下量を示す。（測量期間は年度で表示する）

* 沈下量は四捨五入。

* 「現在、沈下が生じている地域の沈下面積」は、当該年度の測量によって認められた沈下量別（1、2、3、4cm/年別）の面積であり、

ア）面積は四捨五入のうえで、1km²単位で表示している。従って、0km²とは、0.5km²未満である。

イ）＃は、未集計を示している。

ウ）—は、当該沈下量に該当する水準点がないものを示している。

エ）／は、当該年度に測量が実施されなかった地域を示している。

現行法による地下水採取規制地域			地盤沈下防止 等対策要綱 規制地域:● 観測地域:▲	直 接 被 害							間接被害		地下 水の 塩水化	地 域	都道 府県
工業用水 法指定地 域の面積	ビル用水 法指定地 域の面積	合 計 うち0はゼ ロメートル 地帯面積 (km ²)		一般施設		公 共 施 設					洪水・ 高潮の 危険性 大	排水 不良			
				建築物 の破損 又は 脆弱化	井戸等 の 抜 け 上がり	港湾・ 海 岸 施設の 沈 下	堤防・ 護岸等 の 沈 下	道路・ 橋梁等 の沈下 ・破損	農業用 水路の 沈下・ 破 損	埋設物 の 破 損					
うち0はゼ ロメートル 地帯面積 (km ²)	うち0はゼ ロメートル 地帯面積 (km ²)	うち0はゼ ロメートル 地帯面積 (km ²)	地方の規制 条 例:○ 要 綱 等 :△												
			○ △	●		●	○		●		●	○		新潟平野	新潟
			○											長 岡	〃
			○ △	○	○			○					○	高田平野	〃
			○ △	○	○					●				南 魚 沼	〃
					○			○		●				柏 崎	〃
			○										△	富山・ 砺波平野	富山
			○	●	●	●	●			●	●	●		七 尾	石川
			○										△	金沢平野	〃
			○ △											福井平野	福井
			○ △											甲府盆地	山梨
			○	△	△	△	△	△	△	△	△	△		諏訪盆地	長野
			▲											濃尾平野	岐阜
														沼津・ 三島	静岡

直接被害、間接被害、地下水塩水化の表記は、

●:対策済み ○:一部対策が施されているものを含め、現在なお被害が認められるもの △:きわめて局部的に被害が認められるもの

(備 考)

1 沈下量等の基礎資料は国土交通省国土地理院による一等水準路線の検測、地方公共団体による地盤沈下監視測定のための水準測量等による。

2 「現在までに沈下が認められた地域の面積」は、今までの調査の結果、地盤沈下が認められた地域の総面積を示している。「ゼロメートル地帯の面積」は、「現在までに沈下が認められた地域の面積」の内、朔望平均満潮位以下の地域の面積を示している。空欄は面積を算定していないことを示している。

表-10 平成18年度 全国主要地域の地盤沈下状況（その4）

都道府県	地 域	地 盤 沈 下 の 状 況																	
		現在までに 沈下が認め られた地域 の面積 (km ²)	地域内での 水準点の累計沈下量				地域内での水準点の 過去5年間の累計沈下量				地域内での水準点の 最近の年間沈下量				現在、沈下が生じている 地域の沈下面積 (km ²)				
			内ゼロ メートル 地帯の 面積 (km ²)	最大 値 (cm)	測 量 期 間	点 番 号	所 在 地	最大 値 (cm)	測 量 期 間	点 番 号	所 在 地	最大 値 (cm)	測 量 期 間	点 番 号	所 在 地	1cm/年 以上	2cm/年 以上	3cm/年 以上	4cm/年 以上
愛知	豊橋平野		27	6	S50～ H18	154	田原市 田原町 字晩田	1.0	H14～ 18	923	田原市 渥美町 大字福江	0.7	H18	894	宝飯郡 御津町 大字御馬	-	-	-	-
〃	岡崎平野	65	57	41	S50～ H17	A200	幡豆郡 吉良町 白浜新田	2.1	H13～ 17	A355	幡豆郡 吉良町 吉田	0.9	H17	166-1	岡崎市 八帖町 往環通	/	/	/	/
〃	濃尾平野	735	279	149	S36～ H18	A3-4	弥富市 神戸	5.1	H14～ 18	下流 NL14	愛西市 福原新田 町	1.3	H18	下流 NL14	愛西市 福原新田 町	-	-	-	-
三重	濃尾平野	120	55	158	S37～ H18	C35-16	桑名市 長島町 白鷄	3.2	H14～ 18	平賀	桑名市 多度町 福永	1.2	H18	平賀	桑名市 多度町 福永	0	-	-	-
京都	京都盆地			37	S48～ H14	京都市 No.25	京都市 南区上鳥 羽塔ノ森	1.9	H11～ 16	京都府 No.12	大山崎町 字円明寺 小字葛原	平均 0.4	H14～ 16	京都府 No.3 No.4	向日市物 集女町長 野、寺戸 町中野	/	/	/	/
大阪	大阪平野	635	79.54	292	S10～ H17	西-4	大阪市 此花区 西島 1丁目	6.7	H12～ 17	北-28	大阪市 西淀川区 西島 1丁目	平均 1.38	H16～ 17	西-60	大阪市 此花区 島屋 5丁目	/	/	/	/
兵庫	大阪平野	49	16	295	S7～ H17	A59	尼崎市 末広町 1丁目	4.8	H13～ 17	A59	尼崎市 末広町 1丁目	平均 2.4	H16～ 17	A59	尼崎市 末広町 1丁目	/	/	/	/
〃	豊岡盆地		0	18	H1～ 18	No.1	豊岡市 幸町	3.2	H14～ 18	No.1	豊岡市 幸町	0.6	H18	No.1	豊岡市 幸町	-	-	-	-
〃	播磨平野			7	S23～ 45	432	加古川市 野口町	/	/	/	/	平均 0.7	S54～ 57	430	加古川市 米田町	/	/	/	/
〃	淡路島 南部			5	S39～ 45	028- 054	南あわじ 市 (旧三原郡 三原町)	/	/	/	/	平均 0.9	S39～ 45	028- 054	南あわじ 市 (旧三原郡 三原町)	/	/	/	/
鳥取	鳥取平野	10		38	S53～ H16	建	鳥取市 田園町 4丁目	4.5	H12～ 16	7	鳥取市 秋里	平均 0.9	H12～ 16	7	鳥取市 秋里	/	/	/	/
岡山	岡山平野			10	S44～ H4	片岡井 戸	岡山市 豊田	0.7	S63～ H5	沈下計 2	岡山市 西幸西	0.1	H5	沈下計 2	岡山市 西幸西	/	/	/	/
広島	広島平野	35	9	20	S30～ 48	958	広島市 南区	/	/	/	/	平均 0.2	S58～ 63	1667	広島市 東区 愛宕町	/	/	/	/

* 毎年測量が実施されていない地域は、測量が実施された期間で平均した沈下量を示す。（測量期間は年度で表示する）

* 沈下量は四捨五入。

* 「現在、沈下が生じている地域の沈下面積」は、当該年度の測量によって認められた沈下量別（1、2、3、4cm/年別）の面積であり、

ア）面積は四捨五入のうえで、1km²単位で表示している。従って、0km²とは、0.5km²未満である。

イ）#は、未集計を示している。

ウ）－は、当該沈下量に該当する水準点がないものを示している。

エ）／は、当該年度に測量が実施されなかった地域を示している。

現行法による地下水採取規制地域			地盤沈下防止 等対策要綱 規制地域:● 観測地域:▲ 地方の規制 条 例:○ 要 綱 等 :△	直 接 被 害							間接被害		地下 水の 塩水化	地 域	都道 府県
工業用水 法指定地 域の面積	ビル用水 法指定地 域の面積	合 計		一般施設		公 共 施 設					洪水・ 高潮の 危険性 大	排水 不良			
				建築物 の破損 又は 脆弱化	井戸等 の 抜 け 上がり	港湾・ 海 岸 施設の 沈 下	堤防・ 護岸等 の 沈 下	道路・ 橋梁等 の沈下 ・破損	農業用 水路の 沈下・ 破 損	埋設物 の 破 損					
うち0はゼ ロメートル 地帯面積 (km ²)	うち0はゼ ロメートル 地帯面積 (km ²)	うち0はゼ ロメートル 地帯面積 (km ²)	○										○	豊橋平野	愛知
			○	○	○	○	○	○	○		○	○	●	岡崎平野	〃
458(223)		458(223)	● ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	濃尾平野	〃
34(0)		34(0)	● ▲ ○	●	○	○	○	●	○	○	○	○	○	濃尾平野	三重
			○											京都盆地	京都
432.51(79. 21)	203(74)	479.51(79. 21)	○	●	●	○	○	●	●	●	○	○	△	大阪平野	大阪
49(16)		49(16)	○	○	●	○	○	○	○	○	●	○		大阪平野	兵庫
				○	△		○	○	○	○		○		豊岡盆地	〃
													○	播磨平野	〃
														淡路島 南部	〃
														鳥取平野	鳥取
					●				●					岡山平野	岡山
				●				●					○	広島平野	広島

直接被害、間接被害、地下水塩水化の表記は、

●:対策済み ○:一部対策が施されているものを含め、現在なお被害が認められるもの △:きわめて局部的に被害が認められるもの

(備 考)

1 沈下量等の基礎資料は国土交通省国土地理院による一等水準路線の検測、地方公共団体による地盤沈下監視測定のための水準測量等による。

2 「現在までに沈下が認められた地域の面積」は、今までの調査の結果、地盤沈下が認められた地域の総面積を示している。「ゼロメートル地帯の面積」は、「現在までに沈下が認められた地域の面積」の内、朔望平均満潮位以下の地域の面積を示している。空欄は面積を算定していないことを示している。

表-10 平成18年度 全国主要地域の地盤沈下状況（その5）

都道府県	地 域	地 盤 沈 下 の 状 況																	
		現在までに 沈下が認め られた地域 の面積 (km ²)	地域内での 水準点の累計沈下量				地域内での水準点の 過去5年間の累計沈下量				地域内での水準点の 最近の年間沈下量				現在、沈下が生じている 地域の沈下面積 (km ²)				
			内ゼロ メートル 地帯の 面積 (km ²)	最大 値 (cm)	測 量 期 間	点 番 号	所 在 地	最大 値 (cm)	測 量 期 間	点 番 号	所 在 地	最大 値 (cm)	測 量 期 間	点 番 号	所 在 地	1cm/年 以上	2cm/年 以上	3cm/年 以上	4cm/年 以上
徳島	徳島平野	16.6		11	S39～ 46	055- 004	徳島市 論田町					平均 0.6	S54～ 57	5074	徳島市 西須賀町				
香川	讃岐平野 高松周辺			9	S22～ H5	339	高松市 前田東町	0.3	H7～ 13	固14	高松市 観光町	平均 0.1	H11～ 13	No14	高松市 春日町				
〃	讃岐平野 坂出丸亀周辺			1	S55～ H14	固22	丸亀市 柞原町	0.4	H8～ 14	No501	坂出市 林田町	平均 0.1	H12～ 14	No501	坂出市 林田町				
高知	高知平野	25	10	23	S48～ H15	7	高知市 丸池町	1.6	H11～ 15	7	高知市 丸池町	平均 0.3	H11～ 15	7	高知市 丸池町				
福岡	筑後・ 佐賀平野		46	75	S59～ H18	223	柳川市	1.9	H14～ 18	12-1	旧三橋町	0.7	H18	21	柳川市	-	-	-	-
佐賀	筑後・ 佐賀平野	328	207	122	S32～ H18	3334	杵島郡 白石町 横手	3.2	H14～ 18	千1	神埼市 千代田町 直島	0.7	H18	佐8	佐賀市 神園 6丁目	-	-	-	-
長崎	島原半島 基部	15	6	19	S52～ 62	D1	北高来郡 森山町 諫早干拓地					1.9	H4	NO.9水 準点	諫早市 諫早 干拓地				
熊本	熊本平野			34	S44～ H16	熊本県 BM	熊本市 沖新町	1.9	H12～ 16	NO.29	熊本市 川尻 4丁目	0.4	H16	No.14	熊本市 無田口町				
宮崎	宮崎平野			19	S55～ H15	SE-10	宮崎市 佐土原町 下田島	2.3	H11～ 15	SE-48	新富町 下富田	1.0	H15	SE-11	宮崎市 佐土原町 下田島				
計																257	17	2	1

* 毎年測量が実施されていない地域は、測量が実施された期間で平均した沈下量を示す。（測量期間は年度で表示する）

* 沈下量は四捨五入。

* 「現在、沈下が生じている地域の沈下面積」は、当該年度の測量によって認められた沈下量別（1、2、3、4cm/年別）の面積であり、

ア) 面積は四捨五入のうえで、1km²単位で表示している。従って、0km²とは、0.5km²未満である。

イ) #は、未集計を示している。

ウ) -は、当該沈下量に該当する水準点がないものを示している。

エ) /は、当該年度に測量が実施されなかった地域を示している。

現行法による地下水採取規制地域			地盤沈下防止 等対策要綱 規制地域:● 観測地域:▲ 地方の規制 条 例:○ 要 綱 等 :△	直 接 被 害							間接被害		地下 水の 塩水 化	地 域	都道 府県
工業用水 法指定地 域の面積	ビル用水 法指定地 域の面積	合 計		一般施設		公 共 施 設					洪水・ 高潮の 危険性 大	排水 不良			
				建築物 の破損 又は 脆弱化	井戸等 の 抜 け 上がり	港湾・ 海 岸 施設の 沈 下	堤防・ 護岸等 の 沈 下	道路・ 橋梁等 の沈下 ・破損	農業用 水路の 沈下・ 破 損	埋設物 の 破 損					
うち()はゼ ロメートル 地帯面積 (km ²)	うち()はゼ ロメートル 地帯面積 (km ²)	うち()はゼ ロメートル 地帯面積 (km ²)	○						○			●	○	徳島平野	徳島
			○											讃岐平野 高松周辺	香川
														讃岐平野 坂出丸亀周辺	〃
				●	●			●			●	●	○	高知平野	高知
			▲											筑後・ 佐賀平野	福岡
			● ▲ ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	筑後・ 佐賀平野	佐賀
				○	○	●	●	●		●		●		島原半島 基部	長崎
													△	熊本平野	熊本
														宮崎平野	宮崎
														計	

直接被害、間接被害、地下水塩水化の表記は、

●:対策済み ○:一部対策が施されているものを含め、現在なお被害が認められるもの △:きわめて局部的に被害が認められるもの

(備 考)

1 沈下量等の基礎資料は国土交通省国土地理院による一等水準路線の検測、地方公共団体による地盤沈下監視測定のための水準測量等による。

2 「現在までに沈下が認められた地域の面積」は、今までの調査の結果、地盤沈下が認められた地域の総面積を示している。「ゼロメートル地帯の面積」は、「現在までに沈下が認められた地域の面積」の内、朔望平均満潮位以下の地域の面積を示している。空欄は面積を算定していないことを示している。

Ⅲ．参 考

1. 我が国の地下水利用状況

地下水は、温度変化が少なく一般に水質も良好であるため重要な水資源として工業・上水道・農業用等各種の用途に広く活用されている。地下水利用状況は下表のとおりとなっている。

表－１１ 用途別水利用状況

(単位：億 m^3 /年)

用 途	全水利用量	表流水その他	地 下 水	地下水依存率
工 業 用	90.6	67.7	22.9	25%
上 水 道 用	163.2	129.8	33.4	20%
農 業 用	552.0	519.0	33.0	6%
その他(建築物用等)			5.8	

- (備考) 1. 工業用は、経済産業省「平成17年工業統計「用地・用水編」」により操業日数300日として算出した。工業用の全水利用量とは回収水を除く淡水取水量、地下水とは井戸水（浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水）をいう。
2. 上水道用は、厚生労働省「平成17年度水道統計調査」の取水量により算出（上水道事業及び水道用水供給事業の合計）した。地下水とは井戸水（浅井戸及び深井戸）をいう。
3. 農業用は、国土交通省「平成19年版日本の水資源」の農業用水全水使用量とした。農業用地下水は農林水産省「第4回農業用地下水利用実態調査」（平成7年10月から平成8年9月調査）による。地下水とは、深井戸、浅井戸、集水渠及び湧水等より取水されるものをいう。
4. その他（建築物用等）は、環境省が地方公共団体（30都道府県）で、条例等による届出等により把握されている地下水利用量を合計したものである。

2. 最近の年降水量の経年変化

表－１２ 近年10ヶ年の主要地域における年降水量

(単位：mm)

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	
札 幌	1,015.0	1,155.0	1,094.5	1,444.5	1,125.0	
東 京	1,302.0	1,546.5	1,622.0	1,603.0	1,491.0	
名古屋	1,610.0	1,979.5	1,628.5	1,735.5	1,415.0	
大 阪	1,337.5	1,605.0	1,365.5	1,163.5	1,041.5	
福 岡	2,083.0	1,865.5	1,661.5	1,344.0	1,942.5	

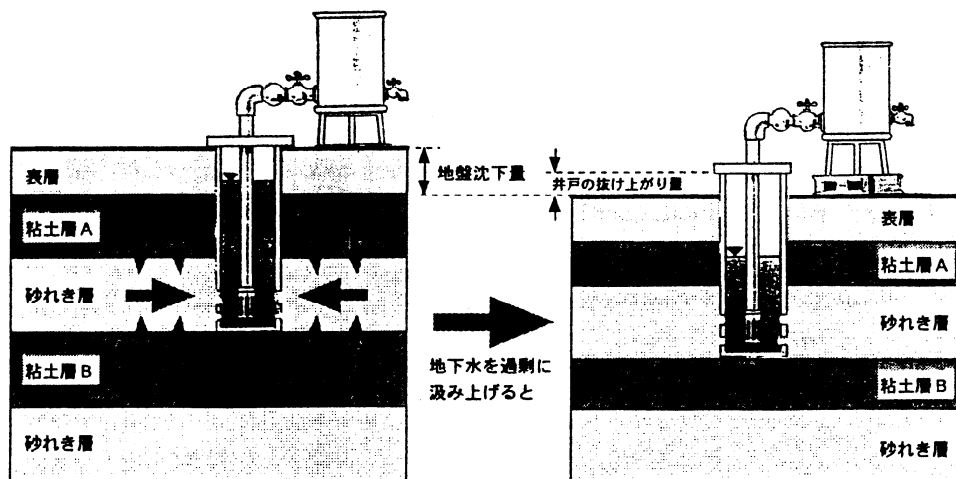
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成9～18年平均
札 幌	1,101.0	916.0	1,130.5	1,236.5	1,445.5	1,166.4
東 京	1,294.5	1,854.0	1,750.0	1,482.0	1,740.0	1,568.5
名古屋	1,082.5	1,905.0	1,947.5	900.5	1,611.5	1,581.6
大 阪	954.0	1,528.5	1,594.5	909.0	1,399.5	1,289.9
福 岡	1,371.5	1,600.5	1,741.5	1,020.0	2,018.0	1,664.8

気象庁資料による（平成19年版日本の水資源より引用）

3. 地盤沈下の機構

地盤沈下は、図－１９のように過剰な地下水の採取により、主として粘土層が収縮することにより生じる現象である。

すなわち、地下水は雨水や河川水等の地下浸透により涵養されているが、この涵養にみあう以上のくみ上げによって、帯水層の水圧が低下（地下水位が低下）し、粘土層の間隙水が帯水層に排出されて、粘土層が収縮することによる。



図－１９ 地盤沈下のしくみと抜け上がり現象

4. 地盤沈下の歴史

地下水は生活用水源として古くから利用、開発されてきたが、その利用形態は地下水利用技術（さく井技術など）の進歩と経済の発達に伴う水需要の増大の二つを背景として、さまざまの変遷を経て現在に至っている。揚水技術が近代化する以前の地下水使用量は量的には少なく、自然の涵養量と平衡する程度のものであった。しかし、大正の初期から近代的なさく井技術によって深井戸が設置され、自然の涵養量を上回る大量の地下水採取が行われるに従って地盤沈下の現象が見られるようになった。

東京都江東地区では大正の初期、大阪市西部では昭和の初期から地盤沈下現象が注目された。その後、急速に沈下が進むにつれて、不等沈下、抜け上がり等による建造物の損壊あるいは高潮等による被害が生じ、地盤沈下は大きな社会問題となった。これらの地域では、戦災を受けた昭和２０年前後には地下水の採取量が減少したこともあって一時的に沈下が停止したが、昭和２５年頃から経済の復興とともに地下水使用量が急増するにつれて再び沈下は激しくなり、沈下地域も拡大してきた。昭和３０年以降には、地盤沈下は大都市ばかりでなく、新潟平野、濃尾平野、筑後・佐賀平野をはじめとして全国各地において認められるようになった。昭和４０年代には、各地で年間２０cmを超える沈下が認められ、著しい被害が発生するに至った（図－１８）。

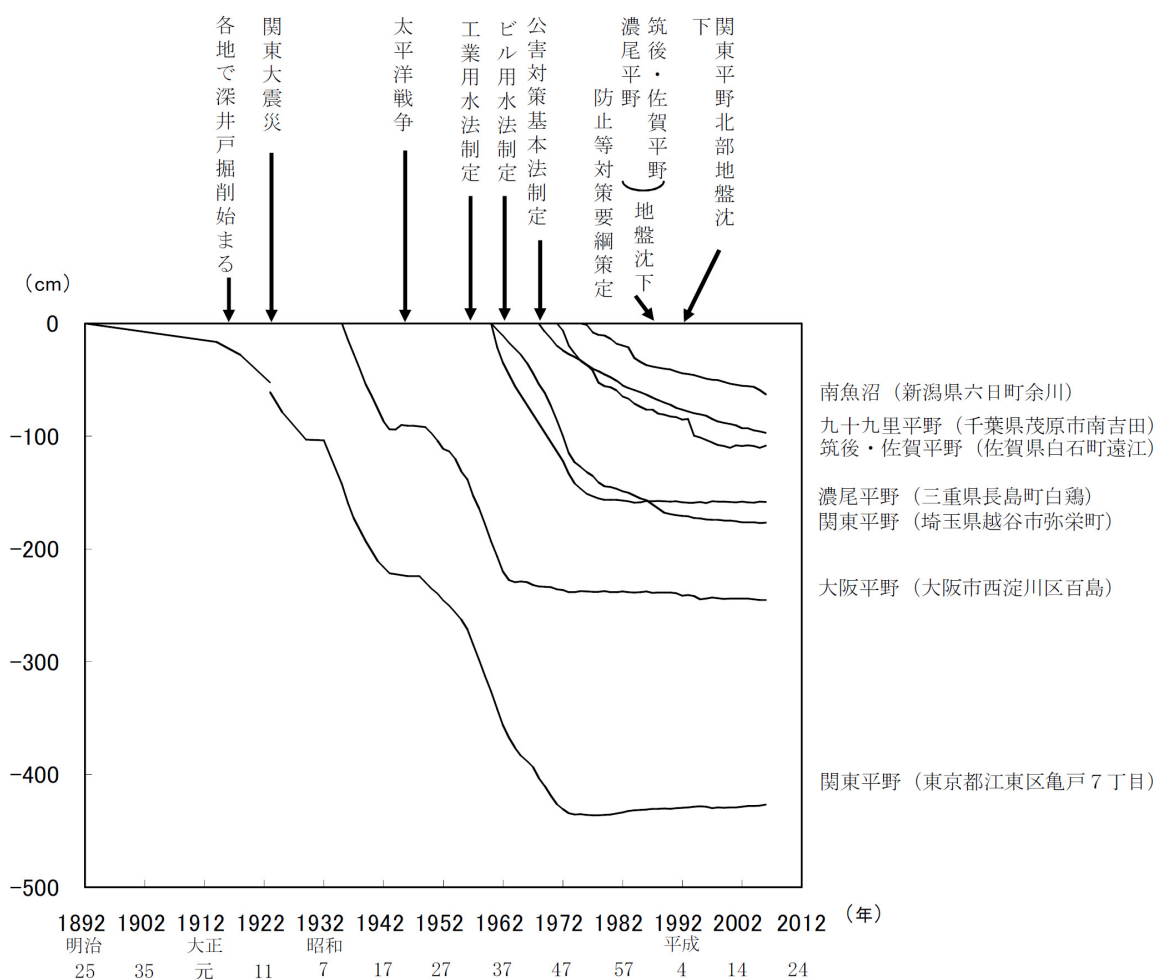
このような状況から、地盤沈下防止のためには地下水採取規制措置を講ずる必要があることが広く一般に認識され、地下水の採取を規制することによる地盤沈下の防止を目的とした法制として、工業用地下水を対象とした「工業用水法」が昭和31年に、冷暖房用等の建築物用地下水を対象とした「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」が昭和37年に制定された。また、地方公共団体においても条例等により地下水採取制限が行われ、長期的には地盤沈下は沈静化の傾向をたどっている。

近年、なお地盤沈下の生じている地域における主な地下水利用状況等を見ると、

- ①埼玉県関東平野、愛知県濃尾平野のように都市用水としての利用が多い地域
- ②佐賀県筑後・佐賀平野のようにかんがい期において農業用水としての利用が多い地域
- ③新潟県南魚沼、高田平野のように冬期の消融雪用が多い地域
- ④千葉県九十九里平野のようにほとんどが水溶性天然ガス溶存地下水である地域

等であり、それぞれ、地下水採取規制とともに、代替水源の確保等の措置が講じられている。

このうち、広域に総合的対策を講ずべき、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部地域については、昭和56年11月地盤沈下防止等対策関係閣僚会議が設置され、それぞれ地盤沈下防止等対策要綱が定められている。

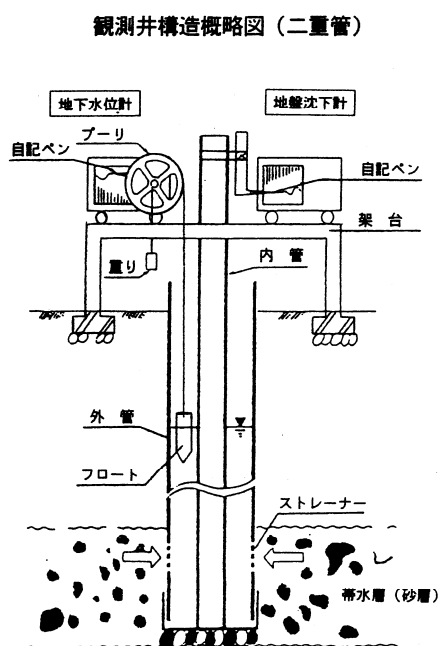


図－20 代表的地域の地盤沈下の経年変化

5. 地盤沈下量等の測定方法

水準測量による標高の測定だけではなく、観測所においては、地盤収縮量または地盤高並びに地下水位の測定が、図－21に示すしくみで行われている。図－21に示すように、地中に設置された外管の中に内管をたて込み、下端を砂れき層に固定しておく、その内管の深さに相当する地層に圧密圧縮が起これ、見かけ上、内管の頭が地表から抜け出るので、これを地盤沈下計で拡大記録することにより、時々刻々の沈下量の変動が測定できる。

また、測定する帯水層に当たるところの外管にストレーナー（集水孔）を切っておけば、地下水位も測定することができる。



図－21 測定方法

6. 地盤沈下監視のための水準測量が実施された地域

平成18年度に地盤沈下監視のための水準測量が実施された地域は、23都府県33地域となっている。

表－13 平成18年度に地盤沈下監視のための水準測量が実施された地域

都道府県	地 域
北海道	石狩平野
青森県	八戸
宮城県	気仙沼
	古川
	仙台平野
山形県	山形
	米沢
茨城県	関東平野
栃木県	関東平野
群馬県	関東平野
埼玉県	関東平野
千葉県	関東平野南部
	九十九里平野
東京都	関東平野
神奈川県	関東平野南部
	県央・湘南

都道府県	地 域
新潟県	新潟平野
	長岡
	高田平野
	南魚沼
石川県	七尾
	金沢平野
山梨県	甲府盆地
長野県	諏訪
岐阜県	濃尾平野
愛知県	豊橋平野
	濃尾平野
三重県	濃尾平野
兵庫県	豊岡盆地
福岡県	筑後・佐賀平野
佐賀県	筑後・佐賀平野
熊本県	熊本平野
鹿児島県	鹿児島